

# 山口県報

平成27年  
5月15日  
(金曜日)

## 目次

○公告

一般競争入札の実施（環境政策課）……………一

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出（商政課）……………二

農用地利用配分計画の認可の申請（農業振興課）……………三

下関都市計画風致地区の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）……………六

○教委公告

平成二十八年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施……………六

○人委公告

平成二十七年山口県職員採用大学卒業程度試験の実施……………一五

平成二十七年山口県保健師採用試験の実施……………二〇

○選管告示

個人演説会等を開催することができる施設……………二二



### （二五二）一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成二十七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成二十七年五月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 入札に付する事項
- 次に掲げる物品等の借入れ

- （一） 物品等の名称及び数量
- （二） 大気環境監視システム 一式
- （三） 物品等の特質等
- （四） 入札説明書及び仕様書による。
- （五） 使用期間
- （六） 平成二十八年一月一日から平成三十三年三月三十一日までの間
- （七） 使用場所
- （八） 山口県環境保健センターほか三十一箇所
- 二 入札参加資格
- （一） 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- （二） 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- （三） 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- （四） 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十五年山口県告示第二百六十二号）又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示（平成二十七年山口県告示第五十二号）に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。
- （五） 平成二十七年五月十五日から同年六月二十九日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- 三 契約条項を示す場所
- 山口市朝田五三五番地 山口県環境保健センター総務課
- 四 入札説明書及び仕様書の交付
- 山口県環境保健センター総務課において交付する。
- 五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限
- （一） 記載方法
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当す

る額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県環境保健センター総務課

(三) 受領期限

平成二十七年六月二十六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十七年六月二十九日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市朝田五三五番地 山口県環境保健センター第一会議室

(二) 日時

平成二十七年六月二十九日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県環境保健センター所長 調 恒明

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請

をする場合は、平成二十七年六月十日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課

(電話〇八三一九三三三三九六〇)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県環境保健センター総務課(電話〇八三一九二四一三六七〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of the contract: Yamaguchi Prefectural Institute of Public Health and Environment

(2) Nature and quantity of the products to be leased: An atmospheric environment observation system

(3) Term of use: From January 1, 2016 to March 31, 2021

(4) Place of use: Yamaguchi Prefectural Institute of Public Health and Environment and 31 other places

(5) Section in charge of procurement and contact point for the notice: General Affairs Division, Yamaguchi Prefectural Institute of Public Health and Environment, 535 Asada, Yamaguchi City (Tel: 083-924-3670)

(6) Time-limit for tender: 5: 15 P.M June 26, 2015(f brought in person: 10: 00 A.M. June 29, 2015)

(二五三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十七年五月十五日から同年九月十五日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年五月十五日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローデイ綾羅木店

所在地 下関市古屋町一丁目一七六一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

株式会社ハローデイ 北九州市小倉南区徳力三丁目六番一六号 加治 敬通 代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の住所	北九州市小倉南区徳力三丁目一〇番一号	〃	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	北九州市小倉南区徳力三丁目六番一六号	〃	〃
大規模小売店舗に設置する者の住所	〃	〃	〃
大規模小売店舗に設置する者の住所	〃	〃	〃
大規模小売店舗に設置する者の住所	〃	〃	〃

四 届出年月日  
平成二十七年四月三十日  
五 変更年月日  
平成二十六年十一月二十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローデイ海峽ゆめタワー前店  
所在地 下関市豊前田町三丁目二〇番二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社ハローデイ 住所 北九州市小倉南区徳力三丁目六番一六号 代表者の氏名 加治 敬通

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の氏名	加治 久典	〃	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	加治 敬通	〃	〃
大規模小売店舗に設置する者の住所	〃	〃	〃
大規模小売店舗に設置する者の住所	〃	〃	〃
大規模小売店舗に設置する者の住所	〃	〃	〃

四 届出年月日  
平成二十七年四月三十日  
五 変更年月日  
平成二十七年七月八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ハローデイ海峽ゆめタワー前店  
所在地 下関市豊前田町三丁目二〇番二号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
名称 株式会社ハローデイ 住所 北九州市小倉南区徳力三丁目六番一六号 代表者の氏名 加治 敬通

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の住所	北九州市小倉南区徳力三丁目一〇番一号	〃	〃
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	北九州市小倉南区徳力三丁目六番一六号	〃	〃
大規模小売店舗に設置する者の住所	〃	〃	〃
大規模小売店舗に設置する者の住所	〃	〃	〃
大規模小売店舗に設置する者の住所	〃	〃	〃

四 届出年月日  
平成二十七年四月三十日  
五 変更年月日  
平成二十六年十一月二十六日

(二五四) 農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

当該農用地利用配分計画は、平成二十七年五月十五日から同月二十九日までの間、山口県農林水産部農業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年五月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	面積(平方メートル)
住 所	
農事組合法人ファームなかがわち	下関市豊北町大字田耕字高松二九五七ほか六筆
農事組合法人朝生	下関市豊北町大字田耕字鬼ヶ原台八三〇一
堀江 右三	清未東町四丁目三六七の八
	清未東町五丁目七四四
	六七八の五
	一、八七一
	一八、〇四五
	六八六

藤田 利成	農事組合法人新沖	伊藤 頼夫	農事組合法人フアームあまた	長尾 誠大	農事組合法人仙在営農組合	農事組合法人きさらフアーム巨	株式会社仁保農産	農事組合法人片山	岡村 昭	三輪 敏之	徳原 一彦	株式会社ミライエfarm	農事組合法人市小野	農事組合法人里山うつぎ	農事組合法人フアーム一七	農事組合法人八南の郷	農事組合法人松屋	農事組合法人内日三町生産組合	農事組合法人吉田フアーム
〃	〃	九〃	〃	〃	〃	〃	〃	六〃	〃	番〃	一〃	〃	五〃	四〃	九〃	〃	〃	五〃	五〃
陶一四八の一	名田島二八二七	秋穂二島三八一	秋穂西一五七四	〃	〃	阿知須二四六一	仁保上郷一六	阿東徳佐中五四	徳地小古祖三一	小郡円座東町三番二号	仁保下郷一八四	山口市徳地島地一四〇	大字小野一六一	大字小野一〇	大字小野九三九	宇部市大字車地七〇三	工領開作一四四	大字内日上二五	大字吉田地方二
三九の二ほか三筆	名田島字四ノ切	秋穂二島字南前	秋穂西字上天田	字向沢上	字棚尾六	阿知須字小嶋一	仁保下郷字井手	阿東徳佐中字中	徳地小古祖字才	秋穂二島字南前	仁保下郷字堂面	山口市徳地堀字掛ケ五	大字小野字一	大字小野字花	宇部市大字瓜生野字東	目一三二五ほか二筆	大字内日下字さ	大字吉田字吉毛	大字吉田字吉毛
五、三〇五	四、五六六	五、五九四	一〇、八七二	一七、五四四	八、三九一	八、〇九〇	九、四八二	三、五七九	二、〇三七	一、一六三	九、〇八〇	一九、〇一五	一九三、四九七	三五、〇一〇	一三五、五〇三	一三、一一一	六三、九五〇	一〇、一一三	四一七、七三二

農事組合法人向山	株式会社おいしませフアーム	増田 光良	有限会社名田島農産	西 正文	山根 謙一	中村 芳男	中山フアーム株式会社	吉田 一則	有限会社原田フアーム	農事組合法人ちきりの里	山内農園株式会社	徳田 文雄	安田 順子	中嶋 健聖	農事組合法人二島西	農事組合法人至福の里	農事組合法人むつみ	農事組合法人長小野	農事組合法人ひらばら
〃	番〃	〃	〃	〃	〃	〃	六〃	三〃	〃	〃	七〃	〃	三〃	〃	一〃	〃	九〃	四〃	〃
名田島三二六四	小郡山手上町一	陶二一九六の三	名田島一四六	三三二八	三六七八	三八二二	阿東地福下二八	阿東生雲東分六	名田島一二二三	上小鯖一二〇二	阿東徳佐上三七七八の一	宮野下四八二	徳地伊賀地二三	徳地伊賀地二三	陶一四九	秋穂二島一〇〇	秋穂二島字岩崎	大字佐々並一九三	大字紫福七五九〇
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
八八、一九四	五、三八四	九、七〇七	一九、二四九	九、一四一	五、六二九	二、九五七	七、二三四	一、七二六	二、七二五	四、二五一	四、三、九一五	七、九七八	二、八五九	一、七六一	四、三八一	四、三三、九一八	二、五、七六九	一、三、二二六	一、三、八八一

Table with 10 columns and 10 rows. Columns include names (e.g., 三戸 雅人, 後藤 亨), addresses (e.g., 大字吉部下三七九), and phone numbers (e.g., 九の三一).

Table with 10 columns and 10 rows. Columns include names (e.g., 野中 保志, 重村 鉄也), addresses (e.g., 日置下二九), and phone numbers (e.g., 一八四八).

田中 賢治	〇〇の二	秋芳町青景六三	田一四八ほか一〇筆	一三、九二八
農事組合法人睦の里河原	二二の二	伊佐町河原一〇	筆本一〇二四の一ほか八	七、五九〇
農事組合法人清流ファーム石光	四一	周南市大字小松原二五	筆三四ほか一七筆	四八、七八〇
農事組合法人ファームつるの里	〃	大字八代五四五	筆平二九四七ほか一三四	二四五、二九六
有海 壘	四六の三	大字小松原二四	国木二四五	一、八七五
農事組合法人東千田郷	四七の二	二四	四三一の五ほか三五筆	七、七〇六
ふくぶくファーム株式会社	一〇	大字鹿野中一二	筆一六七二の六ほか一四	三三、一九九
農事組合法人せいのお	〃	大字清尾二七八	筆七五五の二ほか四筆	五、八七一
農事組合法人淡川	二〇の二	大字鹿野上二八	淵七七五の二ほか四筆	五、〇八九
農事組合法人下郷農業構造改善組合	二二の二	大字小松原一七	沖村三〇七四	二、〇五五
合同会社地域振興	一	大字呼坂二二	場一七九の二ほか一筆	〃
神田 勉	〃	大島郡周防大島町大字東安下庄一〇八八の一	大島郡周防大島町大字東屋代字窪田一六四一	三、一三三
小柳 貴史	〃	久賀三〇六八	筆久賀字下替地一ほか七	一〇、三七〇
上妻 大希	〃	東安下庄二五二二	筆東安下庄字江堂二六二	三、一〇八
森川 翔平	〃	西安下庄二二五〇の一	筆三の二ほか一筆	一、三五六
池本 孝吉	〃	柳井市新庄二二九三の一	筆熊毛郡田布施町大字大波野字人数四一三ほか二筆	六一、四〇九

二 申請年月日  
平成二十七年四月二十七日

(一五五) 下関都市計画風致地区の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す

る同法第二十条第一項の規定による下関都市計画風致地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十七年五月十五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画風致地区武久海岸風致地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課



公 告

平成二十八年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施

平成二十八年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験を次のとおり実施します。

平成二十七年五月十五日

山口県教育委員会

一 目的

この試験は、平成二十八年度における教員(山口県公立学校教員の採用に関する規則(平成三年山口県教育委員会規則第三号)第一条に規定する教員をいう。)としての採用を志願する者について、その採用に当たつての選考資料とするために実施するものです。

二 選考区分、校種等、教科(科目等)及び採用見込者数

選考区分並びに試験を行う校種等、教科(科目等)及び採用見込者数は、次の表のとおりです。

考	区選考分	校種等	教科(科目等)	採用見込者数
	小	学	校	九十六人程度 二百一人程度
				国語、社会、 数学及び理科 それぞれ十



の普通免許状(芸術(書道)の志願者にあつては書道の普通免許状及び国語の普通免許状、情報の志願者にあつては情報の普通免許状及び数学、理科又は家庭の普通免許状。以下同じ。)を有する者又は平成二十八年三月三十一日までに当該普通免許状を有する者となる見込みの者

3 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九条各号及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六条各号並びに民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者のいずれにも該当しない者

4 特別支援学校小学部、中学部及び高等部の志願者にあつては、教育職員免許法に基づき授与された盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校の教員の普通免許状を有する者又は平成二十八年三月三十一日までに当該普通免許状を有する者となる見込みの者

5 水産(航海系)の志願者にあつては、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四十九号)に基づき交付された一級海技士(航海)、二級海技士(航海)若しくは三級海技士(航海)に係る海技免許状を有する者又は平成二十九年三月三十一日までに当該海技免許状を有する者となる見込みの者

6 水産(機関系)の志願者にあつては、船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づき交付された一級海技士(機関)、二級海技士(機関)若しくは三級海技士(機関)に係る海技免許状を有する者又は平成二十九年三月三十一日までに当該海技免許状を有する者となる見込みの者

(二) 身体障害者を対象とした選考

教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。

1 身体障害者手帳の交付を受けている者

2 介護者なしで職務の遂行が可能な者

3 昭和四十一年四月二日以降に生まれた者又は第一次試験免除者A

4 (一)の2、3、4、5及び6に掲げる者

(三) 社会人特別選考

教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。

1 次のいずれかに該当する者

(一)の2に掲げる者

(2) 高等学校の工業にあつては民間企業等において五年以上の工業に関する実務経験を有する者

2 次のいずれかに該当する者

(1) 現に民間企業等に五年以上継続勤務している者

(2) 青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア、シニア海外ボランティア又は日系社会シニア・ボランティアとして二年以上派遣された経験を有する者

3 昭和四十一年四月二日以降に生まれた者又は第一次試験免除者A

4 (一)の3、5及び6に掲げる者

(四) スポーツ・芸術特別選考

教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。

1 高等学校卒業後次のいずれかに該当する者(成績及び実績は、平成二十二年四月一日以降のものに限る。)

(1) オリンピック競技大会、世界選手権大会等の国際的な規模のスポーツの競技会に日本代表選手として出場した者若しくは日本選手権大会等の全国的な規模のスポーツの競技会に出席して四位以上に入賞した者(団体で競技する種目にあつては、正選手であつた者に限る。)であつて、その競技に係る技能を一定の期間維持したもつた者又はその者を指導育成した実績を有する者(対象となる競技種目は、陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレイ射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、スケート、アイスホッケー、スキー、硬式野球及びトリアスロンに限る。)

(2) 芸術の分野における国際的なコンクール、展覧会等において優秀な成績を収めた者若しくは全国的なコンクール、展覧会等において極めて優秀な成績を収めた者又はその者を指導育成した実績を有する者

2 昭和四十一年四月二日以降に生まれた者又は第一次試験免除者A

3 (一)の2及び3に掲げる者

(五) 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考

教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。

1 平成二十六年年度山口県教師力向上プログラムを修了した者

2 昭和四十一年四月二日以降に生まれた者

3 (一)の2及び3に掲げる者

(六) 博士号取得者特別選考

教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。

1 博士の学位を有している者

2 昭和四十一年四月二日以降に生まれた者又は第一次試験免除者A



3 (一)の2及び3に掲げる者  
 (七) 看護科教諭特別選考

教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。

- 1 次のいずれかに該当する者
  - (1) (一)の2に掲げる者
  - (2) 看護師免許証を有し、看護師、保健師又は助産師として五年以上の実務経験を有する者(看護の教科について志願する場合に限る。)

2 昭和四十一年四月二日以降に生まれた者又は第一次試験免除者A

3 (一)の3に掲げる者  
 四 受付の期間等

平成二十七年五月十五日(金曜日)から同年六月五日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます(郵送の場合は、六月五日までの消印のあるものに限りません。)

なお、郵送の場合は、封筒の表に「教員志願書類在中」の表示並びに試験地、選考区分、校種等及び教科名を朱書きし、平成二十七年六月一日以降は、全て速達としてください。

五 志願者手続

志願者は、次に掲げる書類等を、山口県教育庁教職員課(山口市滝町一番一号)郵便番号七五三一八五〇一(一)に提出してください。

なお、(一)から(六)までに掲げる書類は、山口県教育委員会が作成した用紙を使用してください。

(一) 教員採用志願書

(二) 受験票

(三) 志願登録票

(四) 自己推薦票

(五) 特別選考志願者申告票

(六) 県内の国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において山口県教育委員会、下関市教育委員会又は山口大学長が臨時的に任用した教諭(任期付教諭を含む。)、助教諭、養護教諭若しくは養護助教諭(以下「臨時的任用教員」という。)

又は非常勤講師、非常勤教諭若しくは非常勤養護教諭(以下「非常勤講師等」という。)

として、平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間において通算して二十四月以上の在職期間(ただし、非常勤講師等の在職期間は、その在職月数に二分の一を乗じ、小数点以下を切り捨てて算出した月数(以下「換算在職月数」という。))とし、

臨時的任用教員及び非常勤講師等の勤務経験を有する者の在職期間は、臨時的任用教員の在職月数と非常勤講師等の換算在職月数の合計とする。なお、在職月数の算定に当たっては、月に一日でも在職していれば一月とする。また、同一の月に複数の任用がある場合は、いずれか一の任用のみを対象とする。(を有する者(以下「教職専門免除者B」という。))にあつては、教職専門免除者B申請書並びに学校名、任用期間及び任命権者が明記された人事異動通知書並びに辞職に関する人事異動通知書(任用期間の途中で辞職した者に限る。))

現に私立学校に在職している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。))にあつては、その所属する学校の校長が発行する在職証明書

(八) 社会人特別選考の志願者のうち、青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア、シニア海外ボランティア又は日系社会シニア・ボランティアとして二年以上派遣された経験を有するものにあつては、その派遣された経験を証明する書類

(九) スポーツ・芸術特別選考の志願者にあつては、競技歴並びに入賞した競技会、コンクール等の正式名称、主催者、開催の年月日、開催の場所及び成績を記載した書面並びに当該成績を確認することができる書類の写し(当該書面及び書類の写しの用紙の大きさは、日本工業規格A列四とする。)

(十) 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考の志願者にあつては、平成二十六年度山口県教師力向上プログラム修了証書の写し

(十一) 博士号取得者特別選考の志願者にあつては、博士号の学位を証明する書類又はその写し

(十二) 身体障害者を対象とした選考の志願者にあつては、身体障害者手帳の写し

(十三) (六)から(十一)までに掲げる書類に記載された氏名と志願者の氏名が異なる場合にあっては、戸籍抄本等

六 インターネットを利用する方法による志願者手続

(一) 一般選考の志願者(五の(六)及び(七)に規定する者を除く。)(は、インターネットを利用する方法により志願することができます。

(二) 志願の受付の期間

平成二十七年五月十五日(金曜日)午前九時から同月二十九日(金曜日)午後五時まで

七 志願上の留意点

(一) 志願書類等が不備であるものは、受理しません。

(二) 受験票は、七月上旬に送付します。

(三) 志願は、二の表に掲げる校種等の教科(科目等)のいずれか一に限りすることができます。

ただし、次に掲げる場合は、この限りではありません。

- 1 一般選考を志願する場合において、中学校又は特別支援学校小学部若しくは小学部を志願する者が、小学校を第二志願として志願するとき。
- 2 一般選考を志願する場合において、中学校の音楽と特別支援学校中学部の音楽とを併せて志願するとき。
- 3 一般選考を志願する場合において、中学校の美術と特別支援学校中学部の美術とを併せて志願するとき。
- 4 一般選考を志願する場合において、高等学校の芸術（音楽）と特別支援学校高等部の芸術（音楽）とを併せて志願するとき。
- 5 一般選考を志願する場合において、高等学校の芸術（美術）と特別支援学校高等部の芸術（美術）とを併せて志願するとき。
- 6 スポーツ・芸術特別選考を志願する場合において、中学校の保健体育と高等学校の保健体育とを併せて志願するとき。
- 7 スポーツ・芸術特別選考を志願する場合において、中学校の音楽と高等学校の芸術（音楽）とを併せて志願するとき。
- 8 スポーツ・芸術特別選考を志願する場合において、中学校の美術と高等学校の芸術（美術）とを併せて志願するとき。
- (四) 志願書類受付後の選考区分、校種等、教科（科目等）及び試験地の変更は、認めません。
- (五) 車椅子の使用、点字による受験等を希望する場合は、出願前に連絡してください。
- 八 志願書類の請求  
 志願に必要な書類は、山口県教育庁教職員課に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「教員志願書類請求」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒（縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの）を必ず同封してください。同時に一部請求する場合にあつては、六十五円分の切手を割増郵送料として追加してください。
- 九 受験資格等の確認に必要な書類の提出  
 次に掲げる書類等を第一次試験の初日（第一次試験免除者A及び現に他の都道府県において国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に在職している教員（任期を定めて任用されている者及び非常勤である者を除く。）のうち、平成二十七年三月三十一日現在、継続して三年以上の勤務経験（休職、育児休業等の期間を除く。）を有する者（以下、「第一次試験免除者B」という。）にあつては、第二次試験の初日）に提出してください。

なお、(一)から(七)までに掲げる書類等は、試験地、選考区分、校種等及び教科（科目等）を表に明記した封筒に入れて提出してください。

- (一) 整理票
- (二) 志願しようとする校種等の受験資格に係る免許状の写し又は免許状取得見込証明書（聴講生又は科目等履修生として単位修得中の者にあつては、受講証明書及び卒業した大学の単位修得証明書）
- (三) (二)に掲げるもののほか、志願者が有する普通免許状（校種等及び教科が同一であるものについては、そのうち最上位であるものに限る。）の写し又は免許状取得見込証明書
- (四) 最終卒業学校又は在学中の学校の成績証明書（開封無効）（大学院等の修了者及び在学者並びに大学を卒業した後通信教育を受講した者及び受講中の者にあつては卒業した大学の成績証明書、教員養成機関の卒業生及び卒業見込みの者にあつては当該教員養成機関の成績証明書、短期大学等を卒業した後四年制大学へ編入学した者にあつては卒業した短期大学等の成績証明書及び編入学した四年制大学の成績証明書）
- (五) 司書教諭の講習を修了した者にあつては、修了証書の写し
- (六) 公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の一級、準一級又は二級に合格した者（中学校及び高等学校の外国語（英語）の志願者を除く。）にあつては同協会の発行する合格証明書（開封無効）又は合格を証明できる書類の写し、国際教育交換協議会が実施するTOEFLにおいてインターネット版六十一人以上（ペーパー版のものにあつては五百点以上、コンピュータ版のものにあつては百七十三点以上）を取得した者又は一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施するTOEICにおいて六百五十点以上を取得した者（中学校及び高等学校の外国語（英語）の志願者を除く。）にあつては成績を証明できる書類の写し
- (七) 中学校及び高等学校の外国語（英語）の志願者のうち、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の二級に合格した者にあつては同協会の発行する合格証明書（開封無効）又は合格を証明できる書類の写し、国際教育交換協議会が実施するTOEFLにおいてインターネット版九十七点以上（ペーパー版のものにあつては五百九十点以上、コンピュータ版のものにあつては二百四十三点以上）を取得した者又は一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施するTOEICにおいて八百六十点以上を取得した者にあつては成績を証明できる書類の写し
- (八) 高等学校卒業後に、オリンピック競技大会、世界選手権大会等の国際的な規模のスポーツの競技会に日本代表選手として出場した者若しくは日本選手権大会等の全

	区分	期日	試験地	選考区分	校種等(教科)	会場	所在地
	一般選考			中学校(保健体育、音楽、美術、技術、家庭、外国語)	山口県立山口高等学校	山口市糸米二丁目九番一号	
障害者を した選考	一般選考			小学校(保健体育、音楽、美術、技術、家庭、外国語)	山口県立西京高等学校	山口市黒川二五八〇の一	
	一般選考			高等学(国語、理科、数学)	山口県立山口中央高等学校	山口市宮島町六番一号	
	一般選考			小学校(国語、算数)			

十 試験の期日及び会場

(二) 看護科教諭特別選考の志願者にあつては、看護師免許証の写し記載した書面

(十) 水産(航海系)及び水産(機関系)の志願者にあつては、志願しようとする教科(科目等)の受験資格に係る海技免状の写し又は海技免状の取得の見込みについて記載した書面

(九) 高等学校卒業後に、芸術の分野における国際的なコンクール、展覧会等において優秀な成績を収めた者若しくは全国的なコンクール、展覧会等において極めて優秀な成績を収めた者又はその者を指導育成した実績を有する者にあつては、入賞したコンクール等の正式名称、主催者、開催の年月日、開催の場所及び成績を記載した書面並びに当該成績を確認することができる書類の写し(当該書面及び書類の写しの用紙の大きさは、日本工業規格A列四とする。)

(八) 高等学校卒業後に、芸術の分野における国際的なコンクール、展覧会等において優秀な成績を収めた者若しくは全国的なコンクール、展覧会等において極めて優秀な成績を収めた者又はその者を指導育成した実績を有する者にあつては、入賞したコンクール等の正式名称、主催者、開催の年月日、開催の場所及び成績を記載した書面並びに当該成績を確認することができる書類の写し(当該書面及び書類の写しの用紙の大きさは、日本工業規格A列四とする。)

第二次試験	第一次試験							
平成二十七年八月二十一日(土曜日)から八月二十六日(水曜日)までの間、山口県教育委員会が指定する日	平成二十七年七月十八日(土曜日)及び十九日(日曜日)	山口県	神奈川県	山口県	山口県	山口県	山口県	山口県
小学校	小学校	一般選考	看護科教諭特別選考	スポーツ・芸術特別選考	博士号取得者特別選考	山口県教師力向上プログラム修了者特別選考	社会人特別選考	特別選考
小学校	小学校	産業(工業、情報、商業、水産)	高等学(看護)	高等学(保健体育、芸術)	高等学(理科)	小学校	高等学(一般選考に準ずる教科)	高等学(一般選考に準ずる教科)
山口県立山口中央高等学校 山口県立西京高等学校	山口県立山口中央高等学校 山口県立西京高等学校	山口県立山口中央高等学校 山口県立西京高等学校	山口県立山口中央高等学校	山口県立山口中央高等学校	山口県立山口中央高等学校	山口県立山口中央高等学校	山口県立山口中央高等学校	山口県立山口中央高等学校
山口市糸米二丁目九番一号	山口市黒川二五八〇の一	山口市黒川二五八〇の一	山口市糸米二丁目九番一号	山口市糸米二丁目九番一号	山口市糸米二丁目九番一号	山口市糸米二丁目九番一号	山口市糸米二丁目九番一号	山口市糸米二丁目九番一号

平成二十七年 八月二十三日 （土曜日）及 八月二十四日 （日曜日）		山口県		中 学 校	山口県立山口農 業高等学校	山口市小郡上郷九 八〇の一
養 護 教 諭		高 等 学 校				
期日	平成二十七年 七月十八日 （土曜日）	受	諸 連 絡	付	日 程	午前九時から午前十時まで
実施事項	特別選考、社会人特別選考、山口県教師力向上プログラム修了者特別選考、博士号取得者特別選考及び身体障害者を対象とした選考	筆記試験	小学校の志願者	午後九時四十分から午後五時三十分まで	実施事項	午前九時四十分から午後五時三十分まで
試験	特別支援教育専門（特別支援学校小学部、中学部及び高等学校）	面接	中学校の音楽、美術、保健体育、技術、家庭及び外国語の志願者並びに高等学校の保健体育、芸術、家庭及び外国語の志願者	午後二時から午後四時三十分まで	筆記試験	午後二時から午後四時三十分まで
試験	音楽実技（中学校及び高等学校の音楽の志願者）	面接	養護教諭の志願者	午後二時三十分から午後三時四十分まで	筆記試験	午後二時三十分から午後三時四十分まで
試験	美術実技（中学校及び高等学校の美術の志願者）	面接	その他の志願者	午後二時三十分から午後三時四十分まで	筆記試験	午後二時三十分から午後三時四十分まで
試験	書道実技（高等学校の書道の志願者）	面接	その他	午後二時三十分から午後三時四十分まで	筆記試験	午後二時三十分から午後三時四十分まで
試験	体育実技（中学校及び高等学校の保健体育の志願者）	面接	その他	午後二時三十分から午後三時四十分まで	筆記試験	午後二時三十分から午後三時四十分まで

注 / 第一次試験免除者A及び第二次試験免除者Bに対しては、第一次試験を免除します。

2 特別支援学校小学部は小学校、中学部は中学校、高等部は高等学校の試験地でそれぞれ受験することになります。

3 小学校、中学校（国語、社会、数学、理科）及び高等学校（国語、地理歴史、公民、数学、理科、情報、農業、工業、商業、水産）の志願者は、第一次試験について、山口県又は神奈川県内のいずれかの試験地を選ぶことができます。

十一 試験の実施事項及び日程

(一) 第一次試験

1 一般選考、社会人特別選考、山口県教師力向上プログラム修了者特別選考、博士号取得者特別選考及び身体障害者を対象とした選考

平成二十七年 八月二十三日 （日曜日）		平成二十七年 八月二十日 （土曜日）		平成二十七年 七月十九日 （日曜日）		平成二十七年 七月十八日 （土曜日）	
養 護 教 諭		家庭実技（中学校及び高等学校の家庭実技の志願者）		英語スピーキング（中学校及び高等学校の外国語の志願者）		技術実技（中学校の技術の志願者）	
期日	平成二十七年 八月二十三日 （日曜日）	受	個人面接	面接	面接	面接	面接
実施事項	特別選考、社会人特別選考、山口県教師力向上プログラム修了者特別選考の志願者に対しては、教職専門に係る筆記試験及び集団面接を免除します。	適性検査	個人面接	面接	面接	面接	面接
試験	特別選考、社会人特別選考、山口県教師力向上プログラム修了者特別選考の志願者に対しては、教職専門に係る筆記試験及び集団面接を免除します。	諸 連 絡	個人面接	面接	面接	面接	面接
試験	特別選考、社会人特別選考、山口県教師力向上プログラム修了者特別選考の志願者に対しては、教職専門に係る筆記試験及び集団面接を免除します。	面接	個人面接	面接	面接	面接	面接
試験	特別選考、社会人特別選考、山口県教師力向上プログラム修了者特別選考の志願者に対しては、教職専門に係る筆記試験及び集団面接を免除します。	面接	個人面接	面接	面接	面接	面接
試験	特別選考、社会人特別選考、山口県教師力向上プログラム修了者特別選考の志願者に対しては、教職専門に係る筆記試験及び集団面接を免除します。	面接	個人面接	面接	面接	面接	面接

注 / 現に他の都道府県において国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に在職している教員（任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。）及び教職専門免除者B、社会人特別選考並びに博士号取得者特別選考の志願者に対しては、教職専門に係る筆記試験を免除します。

2 特別支援学校中学部及び高等部の志願者の教科専門及び実技は、中学部は中学校、高等部は高等学校でそれぞれ受験することになります。

3 山口県教師力向上プログラム修了者特別選考の志願者に対しては、教職専門に係る筆記試験及び集団面接を免除します。

2 スポーツ・芸術特別選考及び看護科教諭特別選考

試験の項目	試験の内容	試験の視点	筆記試験			試験の項目	試験の内容	試験の視点			
			養護教諭	高等支援学校及び特別支援学校高等部	中学校及び特別支援学校中等部				小学校及び特別支援学校小学部		
音楽実技(中学校特別支援学校音楽部及び高等学校音楽部の音楽の志願者)	任意の音楽曲又は任意のピアノ曲その他の器楽曲の歌唱又は演奏、課題曲のうち当日指定されたもの歌唱及び課題曲を歌いながらの指揮	表現力、技術力、歌唱力、伴奏力及び指導力	特別支援教育	養護教諭の職務	衛生学 解剖学・生理学 栄養学 精神保健 学校保健	志願する教科及び科目等と同一の教科	活動 図画工作 家庭 理科 生活 社会 算数 外国語	教育法規 教育心理 教育原理 学習指導 生徒指導 教育一般 権教育 特別支援教育	面接 個人面接(小学校の志願者)	実技試験 音楽実技(小学校の志願者) 体育実技(小学校の志願者)	平成二十七年八月二十七日(水曜日)から同日午後五時
音楽実技(中学校特別支援学校音楽部及び高等学校音楽部の音楽の志願者)	任意の音楽曲又は任意のピアノ曲その他の器楽曲の歌唱又は演奏、課題曲のうち当日指定されたもの歌唱及び課題曲を歌いながらの指揮	表現力、技術力、歌唱力、伴奏力及び指導力	特別支援教育	養護教諭の職務	衛生学 解剖学・生理学 栄養学 精神保健 学校保健	志願する教科及び科目等と同一の教科	活動 図画工作 家庭 理科 生活 社会 算数 外国語	教育法規 教育心理 教育原理 学習指導 生徒指導 教育一般 権教育 特別支援教育	面接 個人面接(小学校の志願者)	実技試験 音楽実技(小学校の志願者) 体育実技(小学校の志願者)	平成二十七年八月二十七日(水曜日)から同日午後五時

注 特別支援学校小学部の志願者の実技は、小学校で受験することになります。

十二 試験の内容並びに評価及び選考の方法

(一) 試験の項目及び評価の視点

1 第一次試験

(1) 一般選考、社会人特別選考、山口県教師力向上プログラム修了者特別選考、博士号取得者特別選考及び身体障害者を対象とした選考

2 第二次試験

試験の項目	試験の内容	試験の視点	実技試験							
			養護教諭の志願者	高等支援学校及び特別支援学校高等部の外国語	中学校及び特別支援学校中等部の外国語					
面接	面接	表現力、技術力、歌唱力、伴奏力及び指導力	養護に関する実技	英語スピーキング	家庭実技	技術実技	美術実技			
討論	討論	表現力、技術力、歌唱力、伴奏力及び指導力	救急法等養護教諭として必要な実技	当日指定する議題についての集団討論	リスニングテスト	当日指定する簡単な日用品の設計、加工及び組立て	当日指定する題材に基づく絵画、彫刻等の制作及び作品にまついての説明			
評価の視点	評価の視点	表現力、技術力、歌唱力、伴奏力及び指導力	指導力、判断力、社会性、積極性	疾患等の知識及び理解を基にした観察力、判断力及び対応力並びに保健指導の実戦力	積極性、発言の内容、表現力及び発	発言の要旨を聞き取る能力及び当該要旨を基に書く能力	基礎的な知識及び技能、完成品の品質並びに製作又は調理に取り組む態度	基礎的な知識及び技能、完成品の品質並びに製作又は調理に取り組む態度	基礎的な知識及び技能、完成品の品質並びに製作又は調理に取り組む態度	発想及び構想の能力、創造的な技

(2) スポーツ・芸術特別選考及び看護科教諭特別選考

試験項目	内容	評価の視点
個人面接等	個人面接及び適性検査	教育的愛情、教育に対する情熱及び意欲、教育観、人権意識、倫理観、表現力、創造力、指導力、社会性、積極性、協調性等
集団面接	模擬授業及び討議	
小論文	小論文	領域に対する知識及び技能並びに運動に対する心構え及び姿勢
実技試験	体育実技 (小学校及び特別支援学校小学校部の志願者) 音楽実技 (小学校及び特別支援学校小学校部の志願者)	歌唱力、伴奏力、表現力及び技術力
	陸上運動 器械運動 ボール運動 体づくり運動 課題曲のうち当日自ら指定したものに簡単なピアノの伴奏をつけての歌唱及び任意の声楽曲又は任意のピアノ曲その他の器楽曲の歌唱又は演奏	

(二) 評価の方法

各試験の項目について、それぞれの評価の視点に基づき、各試験の項目ごとそれぞれ成績の上位から五段階に区分して評価します。

(三) 選考の方法

各試験の項目の評価の結果に基づき、出願時の提出書類等を考慮しつつ、受験者の人物を重視して総合的に判断します。

十三 第一次試験の合格者の発表日等

平成二十七年八月十一日(火曜日)とし、同日午前九時に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、受験者全員に文書で結果を通知します。なお、不合格者に対しては、総合評価ランクの上位からA、B、C、D及びEの五段階に区分した選考結果並びに受験者全員の各試験の項目の得点の上位からa、b、c、d及びeの五段階に区分した試験の項目ごとの評価ランクを通知します。

十四 採用候補者名簿記載予定者の発表日等

(一) 平成二十七年十月七日(水曜日)とし、同日午前九時に採用候補者名簿記載予定者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示します。

また、第二次試験の受験者全員に文書で記載予定の有無を通知します。

(二) 第二次試験の不合格者に対し、総合評価ランクの上位からA、B、C及びDの四段階に区分した選考結果並びに第二次試験の受験者全員の各試験の項目の得点の上位からa、b及びcの三段階に区分した試験の項目ごとの評価ランクを通知します。なお、第一次試験を受験した者に対しては、第一次試験の受験者全員の各試験

の項目の得点の上位からa、b、c、d及びeの五段階に区分した試験の項目ごとの評価ランクを併せて通知します。

(三) 第一次試験を受験し、第二次試験で不合格となった者のうち、総合評価ランクがA又はBであるものに対しては、平成二十九年山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第一次試験(平成二十八年度と同一の選考区分の校種等の教科(科目等)を志願する場合に限る。)を免除します。

(四) 平成二十八年採用候補者名簿に記載された者で大学院へ進学するために採用の延期を申し出たもののうち、次のいずれにも該当するものは、平成三十年採用候補者名簿に記載します。

1 平成三十年三月三十一日までに大学院の修士課程を修了する見込みの者  
 2 平成三十年三月三十一日までに教育職員免許法に基づき授与された各相当の専修免許状を有する者となる見込みの者

(五) 平成二十八年採用候補者名簿に記載された者で、大学院に在学中であり、引き続き修学するために採用の延期を申し出たもののうち、次のいずれにも該当するものは、平成二十九年採用候補者名簿に記載します。

1 平成二十九年三月三十一日までに大学院の修士課程を修了する見込みの者  
 2 平成二十九年三月三十一日までに教育職員免許法に基づき授与された各相当の専修免許状を有する者となる見込みの者

(六) 採用候補者の選考に当たっては、志願する校種等及び教科以外の校種等及び教科に係る普通免許状の取得状況、司書教諭の講習の受講状況並びに英語に関する能力に関する試験の成績についても考慮します。なお、平成二十八年三月三十一日までに当該普通免許状の取得ができない場合又は当該講習を修了することができない場合は、採用候補者名簿に記載しないことがあります。

(七) 採用は、採用候補者名簿に記載された者のうちから必要に応じて決定します。  
 (八) 日本の国籍を有しない者については、任用の期限を付さない常勤の講師として採用します。

十五 給与

給料(義務教育等教員特別手当を含む。)は、原則として一月当たり次の表のとおり支給されますが、このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

校種	資格	博士の学位を有する者	修士の学位を有する者	学士の学位を有する者	短期大学の学位又は準学士の称号を有する者
小学校	小学校教員	二八四、三九六円	一四〇、五三六円	二二六、七三六円	一八九、七二二円
中学校	中学校教員				
高等学校	高等学校教員				

特別支援学校 二九五、六九六円 二五〇、八一四円 二二六、〇〇一円 一九七、八二五円

注 給料の月額額は、平成二十七年四月一日現在のものです。

十六 その他

- (一) 連絡場所を変更した場合又は就職その他の事情により志願を辞退する場合には、必ずその旨を山口県教育庁教職員課(電話〇八三一九三三―四五五〇)に連絡してください。
- (二) この試験について不明な点がある場合には、山口県教育庁教職員課に問い合わせてください。



公告

平成二十七年山口県職員採用大学卒業程度試験の実施

平成二十七年山口県職員採用大学卒業程度試験を次のとおり実施します。

平成二十七年五月十五日

山口県人事委員会

- 一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要
- 試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
行政	四十人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関(県立学校を含む。)における一般行政事務
警察行政	九人程度	警察本部の各課及び出先機関における一般行政事務
社会福祉(一般)	二人程度	知事部局(主として健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター、児童相談所、児童福祉施設等)におけるケースワーク、児童指導、心理判定、精神保健相談等の専門業務
社会福祉(心理)	二人程度	知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関(土木業務所等)における土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
土木	九人程度	知事部局(主として土木建築部)、企業局等の各課及び出先機関(土木業務所等)における土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務
建築	二人程度	知事部局(主として総務部及び土木建築部)の各課及び出先機関(土木業務所等)における建築に関する企画、設計、施工管理等の専門業務

農 業	農 業 土 木	林 業	畜 産	水 産	化 学	衛 生 薬 学	衛 生 監 視
五人程度	二人程度	三人程度	一人程度	一人程度	一人程度	二人程度	三人程度
知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林事務所等)における農業等に関する知識・技術の普及指導等の専門業務	知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林事務所等)における土地改良事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務	知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林事務所等)における林業に関する知識・技術の普及指導等の専門業務	知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(農林事務所等)における畜産に関する知識・技術の普及指導等の専門業務	知事部局(主として農林水産部)の各課及び出先機関(水産事務所等)における水産に関する知識・技術の普及指導等の専門業務	知事部局(主として環境生活部及び健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター等)における環境に関する監視、指導、取締り等の専門業務	知事部局(主として環境生活部及び健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター等)における薬事に関する立入検査、指導、取締り等の専門業務	知事部局(主として環境生活部及び健康福祉部)の各課及び出先機関(健康福祉センター等)における食品、環境等に関する監視、指導、取締り等の専門業務

二 受験資格

- (一) 昭和六十一年四月二日から平成六年四月一日までに生まれた者又は平成六年四月二日以降に生まれた者で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。)の卒業業者若しくは平成二十八年三月三十一日までに卒業する見込みのものが受験できます。

なお、衛生薬学及び衛生監視については、それぞれ次の資格要件を併せ有する者に限ります。

1 衛生薬学

薬剤師の免許を有する者若しくは平成二十八年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みの者若しくは第百一回薬剤師国家試験(平成二十八年三月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みの者又は学校教育法に規定する大学で薬学の課程を修めて卒業した者若しくは平成二十八年三月三十一日までに卒業する見込みの者

2 衛生監視

学校教育法に規定する大学で畜産学、水産学、農芸化学若しくは薬学の課程を修めて卒業した者若しくは平成二十八年三月三十一日までに卒業する見込みの者又は厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修めて卒業した者若しくは平成二十八年三月三十一日までに卒業する見込みの者

試験地	会 場
山 口 市	山口市吉田一六七七番地の一 山口大学吉田キャンパス
東 京 都	東京都港区白金台一丁目三番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館

- (一) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
- 1 日本の国籍を有しない者
  - 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
  - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
  - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 三 試験の方法、内容、日時及び場所
- 試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。
- (一) 第一次試験
- 1 方法及び内容  
筆記試験による大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。
  - (1) 教養試験  
全試験職種に共通の問題で、公務員として必要な一般的な知識及び技能について、択一式により行います。
  - (2) 専門試験  
試験職種に応じた必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。
- なお、試験職種別出題分野は、別表のとおりです。
- 2 日時  
平成二十七年六月二十八日（日曜日）  
試験室入室 午前九時三十分まで  
教養試験 午前十時から午後零時三十分まで  
専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで
- 3 場所

大 阪 府

大阪府高槻市大学町二番七号  
大阪医科大学本部キャンパス

- (一) 第二次試験
- 1 方法及び内容
    - (1) 論文試験  
全試験職種に共通の課題により、思考力、表現力、構成力等の総合的能力について試験を行います。
    - (2) 口述試験等  
人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。
  - 2 日時及び場所
    - (1) 論文試験及び適性検査  
日 時 平成二十七年七月二十五日（土曜日）  
場 所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二  
山口県総合交通センター
    - (2) 口述試験  
日 時 平成二十七年八月三日（月曜日）から同月十八日（火曜日）までの間  
山口県人事委員会が指定する日  
場 所 山口市滝町一番一号  
山口県庁
- 四 配点  
詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。
- (一) 第一次試験  
教養試験 四〇点  
専門試験 六〇点
- (二) 第二次試験  
論文試験 六〇点  
口述試験等 一四〇点
- 五 合格者の決定方法
- (一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。  
ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。
- (二) 最終合格者は、行政及び警察行政の試験職種にあつては第一次試験の得点のいか



んにかかわらず第二次試験の結果に基づいて、行政及び警察行政以外の試験職種にあつては第一次試験の専門試験及び第二次試験の結果に基づいて決定します。ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十七年七月九日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十七年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に記載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十八年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、月額十八万四千三百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十七年五月十五日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「大学卒業程度受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を

明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十七年五月十五日(金曜日)から同年六月五日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)(の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十七年六月五日までの消印のあるものに限り、インターネットを利用する方法による受験の申込み

(四) インターネットを利用する方法により受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間  
平成二十七年五月十五日(金曜日)午前九時から同月二十九日(金曜日)午後

五時まで

九 その他

その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

別表

試験職種	出題分野
行政	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策
警察行政	政治学 行政学 憲法 行政法 民法 刑法 労働法 経済学 財政学 社会政策
社会福祉(一般)	社会福祉概論(社会保障を含む。)(社会学概論 心理学概論(社会心理学を含む。)) 社会調査
社会福祉(心理)	一般心理学(心理学史、発達心理学及び社会心理学を含む。)(教育心理学 産業心理学 臨床心理学 社会調査 心理学研究法 統計学)
土木	工学 物理学 応用力学 水理学 土質工学 測量 都市計画 土木計画 材料 施工
建築	数学 物理学 構造力学 材料学 環境原論 建築史 建築構造 建築計画 都市計画 建築設備 建築施工
農業	栽培学 汎論 作物学 園芸学 育種遺伝学 植物病理学 昆虫学 土壌肥料学 植物生理学 畜産一般 農業経済一般
農業土木	数学 応用力学 水理学 測量 土壌物理学 農業水利 土地改良 農村環境整備 農業土木構造物 材料 施工 農業機械 農学一般
林業	森林政策 森林経営学 造林学(森林生態学及び森林保護学を含む。)(林業工学 林産一般 砂防工学)

畜産	家畜育種学 家畜繁殖学 家畜生理学 家畜飼養学 家畜栄養学 飼料学 家畜管理学 畜産物利用学 畜産経営一般
水産	水産事情学 水産経済学 水産法規学 水産環境科学 水産生物学 水産資源学 漁業学 増養殖学 水産化学 水産利用学
化学	数学 物理学 物理化学 分析化学 無機化学 有機化学 有機工業化学 化学工学
衛生薬学	物理化学 生物衛生学 薬理 薬剤 病態 薬物治療 法規 制度
衛生監視	物理化学 生物衛生学 応用微生物学 食品科学 水産利用学 水産化学 畜産物利用学 獣医公衆衛生学

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要  
試験は、次の表のとおり行い、一職種に限り受験できます。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
行政	二人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関（県立学校を含む。）における一般行政事務
土木	二人程度	知事部局（主として土木建築部）、企業局等の各課及び出先機関（土木事務所等）における土木事業等に関する企画、設計、施工管理等の専門業務

二 受験資格

- (一) 昭和五十一年四月二日から昭和六十一年四月一日までに生まれた者が受験できます。
  - (二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。
    - 1 日本の国籍を有しない者
    - 2 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
    - 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
    - 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
    - 5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 三 試験の方法、内容、日時及び場所  
試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について

て行います。  
(一) 第一次試験  
1 方法、内容等  
教養試験、専門試験及び論文試験を次の表のとおり行います。

種目	試験職種	試験内容
試験論文	全試験職種	記試験
試験専門	土木	必要となる専門的知識及び技術についての択一式による筆記試験。出題分野は、数学、物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、材料及び施工とします。
試験教養	行政	公務員として必要な一般的な知識及び知能についての択一式による筆記試験
試験論文	全試験職種	現力、構成力等の総合的能力についての社会人経験等を課題とした筆記試験

2 日時  
平成二十七年六月二十八日（日曜日）

- (1) 行政  
試験室入室 午前九時三十分まで  
教養試験 午前十時から午後零時三十分まで  
論文試験 午後一時三十分から午後三時まで
- (2) 土木  
試験室入室 午前九時三十分まで  
論文試験 午前十時から午前十一時三十分まで  
専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

試験地	会場
山口市	山口市吉田一六七番地の1 山口大学吉田キャンパス
東京都	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館
大阪府	大阪府高槻市大学町二番七号 大阪医科大学本部キャンパス

(二) 第二次試験

- 1 方法及び内容  
人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

2 日時及び場所

日時 平成二十七年八月八日(土曜日)、同月九日(日曜日)、同月十五日(土曜日)又は同月十六日(日曜日)のうち、山口県人事委員会が指定する日

場所 山口市滝町一番一号  
山口県庁

四 配点

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

1 行政

教養試験 五〇点

論文試験 五〇点

2 土木

専門試験 五〇点

論文試験 五〇点

(二) 第二次試験

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となり、論文試験の採点を行いません。

(二) 最終合格者は、行政の試験職種にあつては第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて、土木の試験職種にあつては第一次試験の専門試験及び第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十七年七月十六日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十七年九月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第一次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十八年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によつて異なりますが、採用時の年齢が三十歳で、大学を卒業した後に民間企業等において八年間の職務の経験を有している場合は、月額二十

一万七千三百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤奨手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十七年五月十五日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「社会人経験者等受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「社会人経験者等受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十七年五月十五日(金曜日)から同年六月五日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)(午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十七年六月五日までの消印のあるものに限り、インターネットを利用する方法による受験の申込み

(四) インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十七年五月十五日(金曜日)午前九時から同月二十九日(金曜日)午後

九 五時まで  
 その他  
 その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三―四四七四)に問い合わせてください。

公 告

平成二十七年山口県保健師採用試験の実施  
 平成二十七年山口県保健師採用試験を次のとおり実施します。  
 平成二十七年五月十五日

山口県人事委員会

一 試験区分、試験職種、採用予定人員及び職務の概要  
 試験は、次の表のとおり行います。

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務の概要
保健師	保健師	三人程度	知事部局(主として健康福祉センター)における専門業務

二 受験資格

(一) 昭和六十一年四月二日から平成七年四月一日までに生まれた者で、保健師の免許を有するもの又は平成二十八年三月三十一日までに当該免許を取得する見込みのもの若しくは第百二回保健師国家試験(平成二十八年二月実施予定)に合格し、当該免許を取得する見込みのものが受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時、場所等

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。  
 なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

- 1 方法、内容等  
 筆記試験による短期大学卒業程度の教養試験及び専門試験を次のとおり行います。
- (1) 教養試験  
 公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式により行います。
- (2) 専門試験  
 必要な専門的知識及び技術について、択一式により行います。  
 なお、出題分野は、公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論とします。

2 日時

平成二十七年六月二十八日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

教養試験 午前十時から午後零時三十分まで

専門試験 午後一時三十分から午後三時三十分まで

3 場所

試験地	会場
山口市	山口市吉田一六七番地の一 山口大学吉田キャンパス
東京都	東京都港区白金台一丁目二番三七号 明治学院大学白金キャンパス本館
大阪府	大阪府高槻市大学町二番七号 大阪医科大学本部キャンパス

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

- (1) 論文試験  
 思考力、表現力、構成力等について試験を行います。
- (2) 口述試験等  
 人物について総合的に評定するため、個別面接による試験及び適性検査を行います。

2 日時及び場所

(1) 論文試験及び適性検査

日時 平成二十七年七月二十五日(土曜日)  
場所 山口市小郡下郷三五六〇番地の二  
山口県総合交通センター

(2) 口述試験

日時 平成二十七年八月三日(月曜日) から同月十八日(火曜日) までの  
間で山口県人事委員会が指定する日  
場所 山口市滝町一番一号  
山口県庁

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

四 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 四〇点

専門試験 六〇点

(二) 第二次試験

論文試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験又は専門試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合、不合格となります。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

平成二十七年七月九日(木曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

平成二十七年八月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第一次試験の当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから山口県知事が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として平成二十八年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によつて異なりますが、一般の職員の場合は、月額十七万七千六百円が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に依りて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

平成二十七年五月十五日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、県内の県民局にもあります。

(二) 受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「大学卒業程度等受験申込書在中」と朱書きし、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受付の期間及び時間

平成二十七年五月十五日(金曜日)から同年六月五日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、平成二十七年六月五日までの消印のあるものに限ります。

(四) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成二十七年五月十五日(金曜日)午前九時から同月二十九日(金曜日)午後五時まで

九 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局（電話〇八三―九三三―四四七四）に問い合わせてください。



山口県選挙管理委員会告示第五十号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設は、次のとおりである。

平成二十七年五月十五日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正 昭

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日

周南市学び・交流プラザ 周南市中央町四番一〇号 平成二七、四、一八